

外来医療計画に係る届出の状況について

徳島県保健福祉部医療政策課

医療法及び医師法の一部を改正する法律の概要

地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県の医療計画における医師の確 保に関する事項の策定、臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の決定権限の都道府県への移譲等の措置を講ずる。

改正の概要

改正の趣旨

1. 医師少数区域等で勤務した医師を評価する制度の創設【医療法】

医師少数区域等における一定期間の勤務経験を通じた地域医療への知見を有する医師を厚生労働大臣が評価・認定す る制度の創設や、当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価する仕組みの創設

2. 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化【医療法】

都道府県においてPDCAサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための「医師確保計画」の策定、都道府県と 大学、医師会等が必ず連携すること等を目的とした「地域医療対策協議会」の機能強化、効果的な医師の配置調整等の ための地域医療支援事務の見直し 等

3. 医師養成過程を通じた医師確保対策の充実【医師法、医療法】

医師確保計画との整合性の確保の観点から医師養成過程を次のとおり見直し、各過程における医師確保対策を充実 ・医学部:都道府県知事から大学に対する地域枠・地元出身入学者枠の設定・拡充の要請権限の創設

- 臨床研修:臨床研修病院の指定、研修医の募集定員の設定権限の国から都道府県への移譲
- 専門研修:国から日本専門医機構等に対し、必要な研修機会を確保するよう要請する権限の創設

都道府県の意見を聴いた上で、国から日本専門医機構等に対し、地域医療の観点から必要な措置の実施

を意見する仕組みの創設 等

4. 地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応【医療法】

外来医療機能の偏在・不足等の情報を可視化するため、二次医療圏を基本とする区域ごとに外来医療関係者による協 議の場を設け、夜間救急体制の連携構築など地域における外来医療機関間の機能分化・連携の方針と併せて協議・公表 する仕組みの創設

5.その他【医療法等】

- ・地域医療構想の達成を図るための、医療機関の開設や増床に係る都道府県知事の権限の追加
- ・健康保険法等について所要の規定の整備

施行期日

(ただし、2のうち地域医療対策協議会及び地域医療支援事務に係る事項、3のうち専門研修に係 2019年4月1日。 る事項並びに5の事項は公布日、1の事項及び3のうち臨床研修に係る事項は2020年4月1日から施行。)

地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応

経緯

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること、診療所における診療科の専門分化が進んでいること、救急 医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が、個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること、等の状況にある。
- それを踏まえ、「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、外来医療機能に関する情報の可視化、外来医療機能に関する協議の場の設置等の枠組みが必要とされ、また、医療法上、医療計画において外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項(以下、「外来医療計画」)が追加されることとなった。

外来医療計画の全体像

外来医療機能に関する情報の可視化

○ 地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の客観的な把握を行うために、診療所の医師の 多寡を**外来医師偏在指標**として可視化。

外来医師偏在指標標準化診療所医師数地域の人口 × 地域の標準化受療率比 × 地域の診療所の外来患者対応割合

- ※ 医師偏在指標と同様、医療ニーズ及び人口・人口構成とその変化、患者の流出入、へき地などの地理的条件、 医師の性別・年齢分布、医師偏在の単位の5要素を考慮して算定。
- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定。

新規開業希望者等に対する情報提供

- 外来医師偏在指標及び、外来医師多数区域である二次医療圏の情報を、医療機関のマッピングに関する情報等、開業に当たって参考となるデータと併せて公表し、新規開業希望者等に情報提供。
 - ※ 都道府県のホームページに掲載するほか、様々な機会を捉えて周知する等、新規開業希望者等が容易に情報にアクセスできる工夫が必要。また、適宜更新を行う等、質の担保を行う必要もある。
 - ※ 新規開業者の資金調達を担う金融機関等にも情報提供を行うことが有効と考えられる。

外来医療機能に関する協議及び協議を踏まえた取組

- 地域ごとにどのような外来医療機能が不足しているか議論を行う、<mark>協議の場を設置</mark>。
 - ※ 地域医療構想調整会議を活用することも可能。 ※ 原則として二次医療圏ごとに協議の場を設置することとするが、必要に応じて市区町村単位等での議論が必要なものについては、別途ワーキンググループ等を設置することも可能。
- 少なくとも外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して、協議の内容を踏まえて、在宅医療、初期救急(夜間・休日の診療)、公衆衛生(学校医、産業 医、予防接種等)等の地域に必要とされる医療機能を担うよう求める。
 - 外来医療計画の実効性を確保するための方策例
 - ・ 新規開業希望者が開業届出様式を入手する機会を捉え、地域における地域の外来医療機能の方針について情報提供
 - ・ 届出様式に、地域で定める不足医療機能を担うことへの合意欄を設け、協議の場で確認
 - ・ 合意欄への記載が無いなど、新規開業者が外来医療機能の方針に従わない場合、新規開業者に対し、臨時の協議の場への出席要請を行う
 - ・ 臨時の協議の場において、構成員と新規開業者で行った協議内容を公表 等

今後の検討課題

- 外来医療機能の偏在の可視化等による新規開業者の行動変容への影響について、検証を行っていく。
- 十分な効果が得られない場合には、無床診療所の開設に対する新たな制度上の仕組みについて、法制的・施策的な課題を整理しつつ、検討が必要。

医療機器の効率的な活用等について

- 経緯 〇 「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 第2次中間取りまとめ」において、医療設備・機器等の共同利用等
 - の、医療機関間での連携の方針等について協議を行い、地域ごとに方針決定すべきである、とされ、医療法上も医療施設に備えた施設・設備の効率的な活用に関する事項について、協議の実施及び協議結果の公表を行うこととされた。
 - 今後、人口減少が見込まれる中、医療機器について共同利用の推進等によって効率的に活用していくべきであり、医療機器の 共同利用のあり方等について、情報の可視化や新規購入者への情報提供を有効に活用しつつ、必要な協議を行う必要がある。

医療機器の効率的な活用のための対応

医療機器の配置状況に関する情報の可視化

○ 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の種類ごとに指標化し、可視化。

調整人口当たり台数

地域の医療機器の台数 地域の人口 × 地域の標準化検査率比

※ CT、MRI、PET、放射線治療(リニアック及びガンマナイフ)、マンモグラフィに項目化してそれぞれ可視化。

※ 医療機器のニーズが性・年齢ごとに大きな差があることから、地域ごとの人口構成を踏まえて指標化。

医療機器の配置状況に関する情報提供

- 医療機器の配置状況に関する指標に加えて、**医療機器を有する医療機関についてマッピングに関する情報や、共同利用の状況等について情報を公表。**
 - ※ 医療機関の経営判断に資するような、医療機器の耐用年数や老朽化の状況等についても、適切な情報を提供できるよう検討。

医療機器の効率的活用のための協議

- 医療機器の効率的活用のための協議の場を設置。
 - ※ 基本的には、外来医療機能の協議の場を活用することが想定されるが、医療機器の協議のためのワーキンググループ等を設置することも可能。
- 医療機器の種類ごとに共同利用の方針について協議を行い、結果を公表。
 - ※ 共同利用については、画像診断が必要な患者を、医療機器を有する医療機関に対して患者情報ととも に紹介する場合を含む。
- 共同利用の方針に従い、医療機関が医療機器を購入する場合や、当該機器の共同利用を新たに行う場合には、共同利用に係る計画(以下、「共同利用計画」)を作成し、定期的に協議の場において確認。
- 協議に当たっては医療機器の効率的な活用という観点だけでなく、
 - ・CT等放射線診断機器における医療被ばく
 - ・診断の精度
 - ·有効性

等の観点も踏まえ、適切に医療機器が使用されているかについて、検討が必要。

医療機器を二次医療圏内で効率的に共同利用している例 「あまくさメディカルネット」

- 地域の医療機関をネットワークで繋ぐことにより、共同利用施設のCT, MRI等の医療機器を共同利用施設の医師と同じ感覚で使用可能。
- 天草医療圏に存する80診療所のうち61診療所(76.3%)が加入。
- 必要に応じて、共同利用施設の専門医と同じ画像を見ながら、治療方針等も相談可能。

『あまくさメディカルネット』



天草地域医療センター放射線部技師長 緒方隆昭氏より提供資料を改変

徳島県外来医療計画の概要

根拠(医療法第30条の4)

○医療計画に定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」を追加

主な内容

○外来医師偏在指標に基づく外来医師多数区域の確認

	外来医師偏在指標	区域区分
徳島県	133.6	4位
東部	1 4 5. 2	外来医師多数区域
南部	103.2	
西部	125.9	外来医師多数区域

- ・外来医師偏在指標は、一定の算定式により、診療所医師の多寡を相対的に示す ものであり、指標自体が診療所医師の充足状況を表すものではない。
- ·全国平均值:106.3

(多数区域:106.2以上)

- 〇不足している外来医療機能についての検討
- 〇外来医師多数区域における新規開業者に求める不足する外来医療機能
- 〇医療機器(CT、MRI、PET、放射線治療及びマンモグラフィ)の共同利用

計画期間

令和2年(2020年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの4年間

外来医療提供体制の協議及び協議を踏まえた取組

 令 和 元 年 度 第 1 回 徳 島 県

 地 域 医 療 構 想 調 整 会 議

 令 和 元 年 1 0 月 4 日

協議の場

- 二次医療圏ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者 その他の関係者との協議の場を設ける
- 外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行い、その結果を公表する
- 地域医療構想調整会議をもって協議の場とする

協議を踏まえた取組

- 外来医師多数区域では、新規開業者に対して、「地域で不足する外来医療機能」を担うことを 求める(例:休日夜間の初期救急医療体制、在宅医療、公衆衛生など)
- 新規開業者に求める事項は、外来医療計画に明示的に盛り込む
- 新規開業者の届出様式には、地域で不足する外来医療機能を担うことに合意する旨の記載欄を 設け、協議の場において報告を行うことで、合意の状況を確認する
- 合意がない場合、拒否する場合等には、臨時に協議の場を開催し出席要請を行い、協議結果を 公表する
- 外来医療の偏在対策の実効性を確保するため、対象区域における協議の場において結論を得た 方針に沿わない医療機関等については、医療審議会に報告し、意見を聴取する

共同利用計画の確認プロセス



- 共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画については、対象医療機器の設置後10日以内に、各保健所宛てに提出することとする
- 保健所は、共同利用計画及び共同利用に関する規程、保守点検計画及び医療法に基 づく医療機器の設置届等により、医療機器の安全管理に係る体制並びに診療用放射線 の安全管理に係る体制について確認するものとする
- 協議の場では、共同利用計画により、共同利用方針(共同利用を行わない場合は共 同利用を行わない理由)について確認するものとする

対象機器(CT・MRI・PET・放射線治療・マンモグラフィ)設置等(全医療機関)

共同利用計画の策定・提出(設置後10日以内) *エックス線装置設置届と同時に保健所で受付

地域医療構想調整会議(協議の場)での状況確認(共同利用計画書の報告)

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	開業・ 機器設置日	届出内容
*	あいずみクリニック	東 部	板野郡藍住町奥野字 東中須88番地の1ゆ めタウン徳島2階	新規開設	R2.11.16	地域で不足する外来医療機能の提供の合意無し →本調整会議において、医療機関から御説明いただく。
1	かさまつ在宅クリニック		徳島市山城西4丁目 13-3	新規開設	$\mathbf{D} \prec \Delta \mathbf{I}$	在宅医療(訪問診療・往診)の実施 公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
2	徳島大学キャンパスライ フ健康支援センター保健 管理部門蔵本	-	徳島市蔵本町3丁目 18-15	新規開設	R3.4.1	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
3	徳島検診クリニック		徳島市南田宮四丁目 8番56号	新規開設	R3.4.1	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
2	エミナルクリニック徳島 院	果如	徳島市一番町二丁目 10番地 徳島一番町ビル2階	新規開設		地域で不足する外来医療機能の提供の合意無し。本調整会議への出席を求めたが、困難との回答。 ※美容皮膚科として、自由診療の脱毛のみ実施。
5	たかた整形外科・せぼね クリニック	東 部	板野郡北島町中村字 東堤ノ内 3 0 – 1	新規開設	R3.5.10	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
ϵ	おかだレディースクリ ニック	-	徳島市佐古一番町 1 4 – 1 8	新規開設	R3.5.20	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
7	'まつもと皮フ科	-	徳島市北田宮4丁目 894番地1	新規開設	$D \prec h I$	在宅医療(訪問診療・往診)の実施 公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	開業・ 機器設置日	届出内容
8	らいちクリニック	1	阿波市阿波町大道北1 77番地1	新規開設	R3.8.10	初期救急(在宅当番医・夜間休日急病センターへの参加) の実施 在宅医療(訪問診療・往診)の実施 公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
S	川島透析クリニック		徳島市北佐古一番町1 番8号	新規開設	R3.8.1	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
10	おおた在宅クリニッ ク	東部	徳島市吉野本町6丁目 42番地コレクティブ ハウスなじみ101	新規開設	R3 10 1	初期救急(在宅当番医・夜間休日急病センターへの参加) の実施 在宅医療(訪問診療・往診)の実施 公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
11	きたじま皮フ科		板野郡北島町北村字千 田ノ木56番地5	新規開設	R3.11.1	公衆衛生(学校医・産業医・予防接種等への協力)の実施
12	つだ形成クリニック		徳島市北常三島町2丁 目48-1	新規開設	R4.2.1	在宅医療(訪問診療・往診)の実施
13	エミナルクリニック 徳島院	東部	徳島市一番町二丁目 1 0番地 徳島一番町ビル 2階	新規開設 (4番 の法人化)	R4.2.1	地域で不足する外来医療機能の提供の合意無し

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	開業・ 機器設置 日	届出内容
1	水の都記念病院		徳島市北島田町1丁 目46番11	マンモグラフィの設置	R2.4.22	共同利用を行う
2	徳島平成病院	東部	徳島市伊賀町3丁目 19番地の2	マンモグラフィの設置	R2.9.28	共同利用を行う
3	健生石井クリニック	東部	名西郡石井町高川原 字高川原 2 1 5 5	マルチスライスCT(16列以上 64列未満)の設置	R2.10.1	共同利用を行う ※機器を扱える放射線技師が水曜日(終日)か、 木曜日(午前中)のみしかいないが、患者の紹介 があれば相談の上、対応したい。
4	徳島市民病院		徳島市北常三島町 2 丁目 3 4番地	マルチスライスCT(64列以 上)の設置 放射線治療(リニアック)の設 置	R2.11.10	共同利用を行う 相手方:徳島大学病院、徳島県立中央病院
5	森本医院			マルチスライスCT(16列以上 64列未満)の設置	R2.11.25	共同利用を行う
6	徳島健生病院		i G	マルチスライスCT(64列以 上)の設置 MRI(1.5テスラ以上3テスラ 未満)の設置 マンモグラフィの設置	R2.12.20	共同利用を行う 相手方:はまだ整形外科リウマチクリニック、稲 山外科内科、イツモスマイルクリニック
7	德島市民病院	東部	徳島市北常三島町 2 丁目 3 4番地	マルチスライスCT(64列以 上)の設置	D < 1 /1	共同利用を行う 相手方:徳島大学病院、徳島県立中央病院

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	開業・ 機器設置日	届出内容
8	手束病院	東部	名西郡石井町石井字 石井434番地の1	マルチスライス C T (64列以上)の設置	R3.1.21	共同利用を行う 相手方:遠藤産婦人科、宇高耳鼻咽喉科医院、 遠藤眼科医院
		東部	徳島市八百屋町2丁 目16	マルチスライス C T (16列以上64列未満) の設置	R3.2.24	共同利用を行う
10		東部	IN _ I U	マルチスライス C T (16列以上64列未満) の設置	R3.3.18	共同利用を行う
11	虹の橋病院	東部	徳島市中島田町3丁 目60番地1	マンモグラフィの設置	R3.3.21	共同利用を行う 相手方:石井虹の橋クリニック
12	井上病院	東部	板野郡板野町犬伏字 鶴畑39番地1	マルチスライス C T (16列以上64列未満) の設置	R3.3.22	共同利用を行う 相手方:ファミリークリニックしんの、新野医 院、三愛内科
13	大櫛耳鼻咽喉科医院	東部	徳島市寺島本町東 2 丁目 1 9	その他のCTの設置	R3.4.22	共同利用を行う 相手方:徳島大学病院
14	徳島県立中央病院	東部	徳島市蔵本町1丁目 10-3	マルチスライス C T (16列以上64列未満) の設置	R3.5.13	共同利用を行う 相手方:県下医療機関
15	徳島県立中央病院	東部	徳島市蔵本町1丁目 10-3	マルチスライス C T (64列以上)の設置	R3.6.10	共同利用を行う 相手方:県下医療機関
16	徳島県立中央病院	東部	徳島市蔵本町1丁目 10-3	放射線治療(リニアッ ク)の設置	R3.6.25	共同利用を行う 相手方:県下医療機関 1

番号	医療機関名	圏域	所在地	内容	開業・ 機器設置日	届出内容
17	川島病院	東部	徳島市北佐古一番町 6 – 1	M R I (1.5テスラ以上 3テスラ未満)の設置	R3.8.1	共同利用を行う 相手方:県下医療機関
18	川島病院	東部	徳島市北佐古一番町 6 – 1	マルチスライスCT (64列以上)の設置	DYUIA	共同利用を行う 相手方:県下医療機関
19	たまき青空病院	東部	徳島市国府町早淵北カシヤ56番地1	M R I (1.5テスラ以上 3テスラ未満)の設置	R3.9.21	共同利用を行う 相手方:たかはし内科、ひろこ漢方内科クリニック むくの木クリニックほか15医療機関
20	虹の橋病院	東部	徳島市中島田町3丁 目60番地1	マルチスライス C T (64列以上)の設置	ועו דועם	共同利用を行う 相手方:虹の橋葵ホスピタル
21	徳島県鳴門病院	東部	鳴門市撫養町黒崎字 小谷32	M R I (1.5テスラ以上 3テスラ未満)の設置	R4.2.19	共同利用を行う 相手方:津田ブレインクリニック
	リハビリテーション 大神子病院	東部	徳島市大原町余慶 1 番 1	マルチスライス C T (16列以上64列未満) の設置		共同利用を行う 相手方:リハビリテーション大神子病院付属大原ク リニック、小松島病院、小松島リハビリテーション クリニック
23	大塚外科・内科	東部	徳島市川内町平石住 吉 3 1 7 – 4	マルチスライスCT (16列以上64列未満) の設置		共同利用を行う 相手方:県下医療機関 14